

ID: 688

担当部署: 健康福祉課

<b>処分の概要</b>	更生に必要な指導措置の解除		
<b>法令名 根拠条項</b>	身体障害者福祉法 第17条の2第1項第3号		
<b>法令番号</b>	昭和24年法律第283号		
<b>【基準】</b>			
法第17条の2第1項の規定による。 (診査及び更生相談)			
第17条の2 市町村は、身体障害者の診査及び更生相談を行い、必要に応じ、次に掲げる措置を採らなければならない。			
(1) 医療又は保健指導を必要とする者に対しては、医療保健施設に紹介すること。			
(2) 公共職業能力開発施設の行う職業訓練(職業能力開発総合大学校の行うものを含む。)又は就職あつせんを必要とする者に対しては、公共職業安定所に紹介すること。			
(3) 前2号に規定するもののほか、その更生に必要な事項につき指導すること。			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日